第1章 総 括

1 組織・機関

(1) 沿 革

「狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)」及び「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)」に基づく業務については、本県では保健所において執行されていたが、動物の保護管理業務の効率化及び動物愛護、適正飼養の普及啓発を行う拠点として、「人と動物が共生する潤いのある社会づくり」を目指して、平成12年4月「和歌山県動物愛護センター」が設置された。

また、負傷鳥獣の救護、鳥獣保護思想の普及啓発、鳥獣保護に関する調査研究等の効果的実施をする拠点として「和歌山県鳥獣保護センター」が併設された。

昭和 25 年 8 月 「狂犬病予防法」施行

(最終改正 平成26年6月)

昭和32年12月 「和歌山県飼い犬等取締条例」施行

(平成12年4月 廃止)

昭和49年4月 「動物の保護及び管理に関する法律」施行

(最終改正 令和4年6月)

昭和 61 年 12 月 和歌山県長期総合計画に動物愛護センター計画を盛り込む

平成 5 年 4 月 「和歌山県の動物行政在り方検討委員会」設置

平成7年3月 「和歌山県の動物行政在り方検討委員会」報告書を知事に

提出

平成 8 年 3 月 基本構想策定

平成 9年 3月 基本計画 (機能・運営計画) 策定

平成 9年 4月 第8次鳥獣保護事業計画書に鳥獣保護センターの設置を盛

り込む

平成 9年11月 展示物基本設計策定

平成 10 年 3 月 建設用地取得

平成 10 年 5 月 建築基本・実施設計完了

平成 10 年 7 月 展示物実施設計策定

平成 10 年 12 月	動物愛護センター建設工事着工
平成 11 年 3 月	動物愛護センター敷地内に鳥獣保護センターの併設が決定
平成 11 年 10 月	鳥獣保護センター建築工事着工
平成 12 年 3 月	展示物制作業務完了
平成 12 年 3 月	動物愛護センター・鳥獣保護センター竣工
平成 12 年 4 月	「和歌山県動物の保護及び管理に関する条例」施行 (最終改正 令和2年3月)
平成 12 年 4月	和歌山県動物愛護センター・鳥獣保護センター業務開始
平成 14 年 6 月	「わうくらす」を開始(野上町立野上小学校)
平成 14 年 10 月	「身体障害者補助犬法」施行 (最終改正 令和3年5月)
平成 15 年 4 月	県民参加により実施する動物愛護普及啓発事業を開始
平成 17 年 6 月	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する 法律」施行 (最終改正 令和4年5月)
平成 18 年 10 月	環境省「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進 するための基本的な指針」告示 (最終改正 令和2年4月)
平成 20 年 4 月	和歌山県動物愛護管理推進計画を施行 (令和5年4月 第3次計画策定)
平成 21 年 3 月	和歌山県譲渡事業促進プログラムを施行
平成 28 年 4 月	「和歌山県地域猫対策支援事業実施要綱」施行 (最終改正 令和5年6月)
平成 28 年 6 月	譲渡にかかるボランティアの登録制度を開始
平成 29 年 7 月	「和歌山県動物の譲渡等実施要綱」施行